証券コード　8089
2019年９月11日

株　主　各　位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号
すてきナイスグループ株式会社
代表取締役社長　杉　田　理　之

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて臨時株主総会出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の臨時株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年９月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　横浜市西区北幸二丁目11番１号
　タカシマヤ　ローズホール　２階　ホール
　（TAKASHIMAYA ROSE HALL）
３．目的事項
報告事項　１．第70期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第70期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の臨時株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　本総会にご出席の皆様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
　事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.suteki-nice.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。このため、本添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査した対象の一部であります。
　なお、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

株主の皆様におかれましては、当社における不適切な会計処理により、多大なご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当該会計処理に対しましては、2019年7月24日に受領した第三者委員会の調査報告書を踏まえ、第66期（2015年3月期）に係る売上高の一部の取り消し等の訂正を実施するとともに、連結の範囲に関する重要性の判断を見直すことにより、過年度決算の訂正を実施いたしました。

本事業報告における以下の記載にあたりましては、過年度決算の訂正を反映した内容となっております。

当期におけるわが国経済は、中国をはじめ、海外の景気減速等により企業収益や景況感に対する先行き不透明感が広がったものの、雇用・所得環境の改善とともに個人消費に持ち直しの動きが見られ、企業の設備投資も増加基調が続くなど、総じて安定的に推移しました。

住宅関連業界におきましては、地震や台風・豪雨などによる自然災害の影響等もあり、昨年9月までは需要の停滞が続いたものの、10月以降はとくに持家の着工が徐々に回復し、新設住宅着工戸数は95万2千戸と前年度の戸数をわずかに上回りました。

このような状況のなか、当社グループは「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念のもと、地震に強く、安全・安心で、人にも環境にも優しい住まいの普及に取り組むとともに、エコロジーかつサステナブルな素材である木材の利用促進ならびに中・大規模木造建築物の需要拡大を推進いたしました。

この結果、当期の売上高は2,429億26百万円（前期比0.8％増）となりました。経常利益は７億62百万円（前期は経常損失30百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は３億58百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失93百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（建築資材事業）

建築資材事業におきましては、「耐震」「健康」「環境貢献」をテーマに掲げ、「住まいの耐震博覧会」「木と住まいの大博覧会」の開催等を通じて、耐震性をはじめ、性能の優れた住宅の普及に加え、木材の活用や、非住宅分野における木造のさまざまな構法等を積極的に提案し、木材および建材・住宅設備機器の販売拡大に努めました。また、取引先に対して「スマートウェルネス」や「脱炭素」の観点から、断熱性能が高く、経済性にも優れた住宅を提案するとともに、環境や健康に配慮した商品等の販売を強化することにより、住宅1棟当たりにおける建築資材の販売額の拡大にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は1,714億98百万円（前期比2.6％増）となりました。

（住宅事業）

住宅事業におきましては、長期優良住宅の認定基準を上回る一戸建住宅「パワーホーム」の販売とともに、資材調達・物流・施工の効率化等による収益の向上に努めました。また、免震構造による新築マンション「ノブレス」、中古マンションのリノベーションによる「リナイス」の販売に加え、ナイス住まいの情報館「住まいるＣａｆｅ」やグループ会社などを通じた不動産仲介・売買、管理、賃貸、リフォーム等、不動産ストック関連の営業強化にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は637億32百万円（前期比4.4％減）となりました。

（その他の事業）

その他の事業には、建築工事事業、一般放送事業（有線テレビ放送事業）等の生活関連サービス事業等が含まれており、売上高は76億95百万円（前期比6.0％増）となりました。

事業別売上高

事業別		第69期 2018年３月期	第70期（当期） 2019年３月期	増減率 （△は減）
事業	部門	金額	金額	
		百万円	百万円	%
建築資材事業	建築資材	167,156	171,498	2.6
住宅事業	一戸建住宅	34,178	29,806	△12.8
	マンション	15,687	9,246	△41.1
	管理その他	16,795	24,679	46.9
	小計	66,661	63,732	△4.4
その他の事業	その他	7,262	7,695	6.0
合計		241,080	242,926	0.8

（注）第69期の数値は、過年度決算の訂正を反映した数値であります。

② 設備投資の状況

建築資材事業にかかる土地および施設の取得ならびに一般放送事業にかかる設備の改修工事など、総額25億48百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

財務運営の一層の強化を図るとともに、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、主要取引金融機関との間でコミットメントライン契約（総額100億円）を締結いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年2月19日、建築資材の販売事業を営む伊予木材株式会社（本社：愛媛県）の株式を441,220株（出資比率73.54%）取得いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（訂正後）

区　　分	第67期 2016年３月期	第68期 2017年３月期	第69期 2018年３月期	第70期（当期） 2019年３月期
売　上　高（百万円）	241,574	248,934	241,080	242,926
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	924	774	△30	762
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円）	322	99	△93	358
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	34.39	10.63	△9.94	38.25
総　資　産（百万円）	174,354	179,992	177,734	178,126
純　資　産（百万円）	42,979	44,238	44,235	43,376

（注）１．当期の状況につきましては、前記（1）「①　事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
２．2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「１株当たり当期純利益」を算定しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
４．第67期から第69期までの数値は、過年度決算の訂正を反映した数値であります。
なお、訂正前の数値は以下のとおりであります。

（訂正前）

区　　分	第67期 2016年３月期	第68期 2017年３月期	第69期 2018年３月期
売　上　高（百万円）	238,601	246,410	239,536
経　常　利　益（百万円）	1,219	1,143	362
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	557	573	301
１株当たり当期純利益　（円）	59.47	61.11	32.15
総　資　産（百万円）	175,688	181,200	179,491
純　資　産（百万円）	44,625	46,138	46,279

(3) 対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、引き続き海外経済の減速の可能性に加え、国内においては本年10月の消費税率の引き上げなど、先行きに対する懸念はあるものの、「令和」への改元をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックに伴う関連消費など、公共および民間投資等にもおおむね明るさが見られる状況下にあります。一方、住宅関連業界におきましては、大都市圏を中心とした地価の高騰や建設コストの増大等を背景に、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような環境のなか、当社グループは事業基盤の強靭化を図るべく、組織・体制および事業戦略等の再構築を行い、収益力の向上を目指します。

建築資材事業は、「脱炭素」や「スマートウェルネス」の実現に貢献する当社グループ独自の木材関連商品や省エネ・創エネ関連商品の提案に加え、ＩＴや物流などを併せた総合的なお役立ちを推進することで取引先との良好な関係の構築を図り、安定的な収益基盤を確立してまいります。

住宅事業は、組織・体制および営業戦略等の見直しを図り、一戸建住宅の請負・分譲、マンション分譲に加え、不動産の仲介、売買、管理等のストック関連事業を含め、収益性の追求にウエートを置いたバランスのとれた事業基盤を構築いたします。

その他の事業におきましては、非住宅木造建築分野において建築資材事業、住宅事業との事業間連携を推進するとともに、通信関連やＩＴなどの関連事業を通じて着実な収益の確保に努めます。

当社は2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けたことにより、同年5月30日に第三者委員会を設置し、同年7月24日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は同委員会による調査結果等を踏まえ、ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、株主、投資家、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ナイス株式会社	9,000	100.0	建築資材の販売 住宅の販売・仲介
ナイスコミュニティー株式会社	180	100.0	マンション等の総合管理
横浜不動産情報株式会社	100	70.0	不動産の仲介
ＹＯＵテレビ株式会社	2,726	63.1	一般放送等

（注）当社連結子会社は上記の重要な子会社４社を含む67社、持分法適用関連会社は3社であります。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、建築資材全般の販売、一戸建住宅・マンションの販売、マンション等の総合管理、不動産の仲介・賃貸、建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材	木材製品・建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住宅事業	一戸建住宅 マンション 管理その他	一戸建住宅・マンションの販売 マンション等の総合管理・内装工事、不動産の仲介・賃貸等
その他の事業	その他	建築工事、ソフトウェアの開発・販売、一般放送等

(6) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

① 当社の本社

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号

② 主要な子会社の事業所

会　社　名	事　業	事　業　所
ナイス株式会社 本社（横浜市鶴見区）	建築資材事業	（北海道）　札幌・苫小牧 （東　北）　盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 （関　東）　石岡・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉北 柏・千住・東京・多摩・相模原・横浜・小田原 （中　部）　新潟・北陸・甲府・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 （近　畿）　三重・滋賀・京都・大阪・加西 （中　国）　岡山・広島 （四　国）　徳島・香川・松山 （九　州）　北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
	住宅事業	（東　北）　仙台・郡山・いわき （関　東）　宇都宮・群馬・大崎・大森・蒲田・川崎 武蔵小杉・たまプラーザ・鶴見・綱島・菊名 星川・上大岡・湘南 （中　部）　新潟・浜松・豊田・名古屋東
ナイスコミュニティー株式会社	住宅事業	本社（横浜市鶴見区）・東北・北関東・首都圏第一 首都圏第二・東京東・東京西・東京南・横浜北・横浜中央 横浜南・神奈川県央・浜松
横浜不動産情報株式会社	住宅事業	本社（横浜市西区）
ＹＯＵテレビ株式会社	その他の事業	本社（横浜市鶴見区）

(7) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

事業	使用人数	前期末比増減
建築資材事業	1,030名	32名減
住宅事業	1,162名	91名増
その他の事業	390名	103名増
全社（共通）	72名	1名減
合計	2,654名	161名増

（注）１．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．全社（共通）は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。
３．その他の事業における使用人数増加の主な理由は、組織再編に伴う所属部門の変更によるものであります。
４．前期末比増減は、前期について連結範囲の見直しを反映した後の人数との比較を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社横浜銀行	18,185
株式会社みずほ銀行	17,175
株式会社りそな銀行	7,185
農林中央金庫	6,510

2．会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　29,069,600株

（2）発行済株式の総数　9,377,737株（自己株式278,382株を除く。）

（3）株主数　5,303名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社横浜銀行	464	4.95
株式会社みずほ銀行	463	4.94
株式会社りそな銀行	333	3.56
明治安田生命保険相互会社	321	3.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	303	3.23
ナイス従業員持株会	261	2.78
平田恒一郎	234	2.49
パナソニック株式会社	210	2.24
吉野石膏株式会社	210	2.23
西村滋美	202	2.15

（注）持株比率は、自己株式278,382株を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の行使期間	区分	保有者数	保有数	目的である株式の数	発行価額	行使価額	行使条件
第１回新株予約権（2008年７月23日）	2008年７月24日～2038年７月23日	取締役	１名	４個	400株	無償	１株当たり１円	（注）１
		監査役	２名	２個	200株			

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使期間内において、当社取締役については当社取締役、当社監査役については当社監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、一旦当社の取締役または監査役の地位を喪失して10日を経過した以上、その後再度就任して取締役または監査役の地位を喪失しても新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は、本件新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人は、一定の条件に従い、新株予約権を行使できる。

２．社外取締役の保有状況

発行日において、社外取締役を選任しておりませんので該当はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
平　田　恒一郎	代表取締役会長 兼最高経営責任者 （ＣＥＯ）	ナイス株式会社代表取締役会長 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役会長
日　暮　　清	代表取締役副会長	テクノワークス株式会社代表取締役社長
木　暮　博　雄	代表取締役社長	菊池建設株式会社代表取締役社長
杉　田　理　之	取　締　役	ナイス株式会社代表取締役社長
倉　迫　益　造	取　締　役	ナイスコミュニティー株式会社取締役会長
大　野　　弘	取　締　役	ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役社長
五十君　康　幸	取　締　役	
川　路　泰　三	取　締　役	
高　浜　和　彦	取　締　役	
大　平　浩　二	取　締　役	明治学院大学経済学部教授
横　田　純　典	取　締　役	
鈴　木　信　哉	取　締　役	ノースジャパン素材流通協同組合理事長
高　島　章　生	常勤監査役	
西　　裕　史	常勤監査役	
髙　田　　恒	監　査　役	特定非営利活動法人日本防災士機構理事長
渡　部　直　樹	監　査　役	慶應義塾常任理事
小　林　　一	監　査　役	一般財団法人地域開発研究所理事

（注）１．取締役川路泰三、高浜和彦の各氏は、2018年６月28日開催の第69回定時株主総会で選任され、就任いたしました。
２．取締役大平浩二、横田純典、鈴木信哉の各氏は社外取締役であり、監査役髙田恒、渡部直樹、小林一の各氏は社外監査役であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．常勤監査役高島章生氏は、当社および当社子会社の財務経理部門を長年にわたり統括した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．常勤監査役西裕史氏は、当社および当社子会社の財務経理部門に在籍した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．2019年６月27日開催の第70回定時株主総会において、取締役に大場浩史、小久保崇、濱田清仁の各氏が新たに選任され、監査役に中川秀宣、野間幹晴の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、取締役小久保崇、濱田清仁の各氏は社外取締役、監査役中川秀宣、野間幹晴の各氏は社外監査役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度終了後に地位の異動があった取締役

氏　　名	異動年月日	異　動　前	異　動　後
木暮博雄	2019年5月20日	代表取締役社長	取　締　役
杉田理之	2019年5月20日	取　締　役	代表取締役社長

(3) 当事業年度終了後に退任した取締役および監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位および担当ならびに重要な兼職の状況
平田恒一郎	2019年5月20日	辞　任	代表取締役会長 兼最高経営責任者（ＣＥＯ） ナイス株式会社代表取締役会長 横浜不動産情報株式会社 代表取締役社長 YOUテレビ株式会社 代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム株式会社 代表取締役会長
日暮　清	2019年5月20日	辞　任	代表取締役副会長 テクノワークス株式会社 代表取締役社長
大野　弘	2019年5月30日	辞　任	取締役 YOUテレビ株式会社 代表取締役社長
倉迫益造	2019年6月27日	任期満了	取締役 ナイスコミュニティー株式会社 取締役会長
五十君康幸	2019年6月27日	任期満了	取締役
高浜和彦	2019年6月27日	任期満了	取締役
大平浩二	2019年6月27日	任期満了	取締役 明治学院大学経済学部教授
横田純典	2019年6月27日	任期満了	取締役
高島章生	2019年6月27日	任期満了	常勤監査役
髙田　恒	2019年6月27日	任期満了	監査役 特定非営利活動法人日本防災士機構 理事長
渡部直樹	2019年6月27日	任期満了	監査役 慶應義塾常任理事

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	13	155
（うち社外取締役）	(3)	(22)
監査役	5	36
（うち社外監査役）	(3)	(22)
合計	18	192
（うち社外役員）	(6)	(44)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大平浩二	明治学院大学	教授
取締役	鈴木信哉	ノースジャパン素材流通協同組合	理事長
監査役	髙田恒	特定非営利活動法人日本防災士機構	理事長
監査役	渡部直樹	慶應義塾	常任理事
監査役	小林一	一般財団法人地域開発研究所	理事

（注）上記各氏の兼職する法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	大平浩二	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、民間企業における社外取締役の経験と長年の経営学の研究を通じた見識を活かした発言を行っております。
取締役	横田純典	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、金融機関等における職務を通じて培われた経済および経営全般に関する見識を活かした発言を行っております。
取締役	鈴木信哉	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を活かした発言を行っております。
監査役	髙田恒	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、行政に携わった経験を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	渡部直樹	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、長年の経営組織論の研究と慶應義塾常任理事としての職務を通じた見識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回のうち４回に出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	小林一	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、全国の都市整備事業に関わった経験と知識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。

当社は、2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、当該容疑に係る事実関係を認識しておりませんでしたが、日頃より取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っておりました。当該調査後は、法令遵守の徹底や内部統制の強化などの提言を行ってまいりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第１項の責任については、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　監査法人　原会計事務所

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 38
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、適当な監査を期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告することとします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

ロ．法令の知識及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

ハ．業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

ニ．コンプライアンス体制については、内部統制室において、適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、法令、定款並びに社内規程の遵守を徹底する。

ロ．主要なグループ企業に関しては、毎月開催される当社の取締役会において、事業活動や月次実績等を報告するほか、その他のグループ企業についても、定期的に当社の取締役会において事業や決算の報告等を行う。

ハ．当社の取締役又は重要な使用人を、取締役若しくは監査役としてグループ企業に派遣する。

ニ．主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ連絡会を随時開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図る。

ホ．主要なグループ企業で定期的に開催されるコンプライアンス推進委員会において、当社のグループ総合企画部は内部統制に関わる事案を集約するとともに、具体的な課題や問題に対し、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとし、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するものとする。また、補助する使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ．当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ．監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

⑩ 前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ．当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

ロ．グループ総合企画部を対応窓口として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

・当社グループ全役職員に配布し、常時携帯させることとしている「ナイスグループ行動基準」につき、新たに入社した職員に対しても研修を通じて、その周知徹底を図りました。

・業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、内部統制室において、子会社を含め監査を実施し、その結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組み

・当事業年度において、リスク管理委員会を４回開催し、社内規程や諸規則に基づく業務遂行の徹底と、リスクの把握及びその顕現化の予防に努めました。

・情報管理においては、情報セキュリティー方針に則り、定例会を12回開催し、情報資産の安全な管理、運用の徹底を図るとともに社員教育も実施しました。

・グループ各社横断的なメンバーで構成された中央安全衛生委員会を４回開催し、施工現場や工場等における安全衛生管理の向上を図りました。

・リスクマネジメント体制及び新たに発生したリスクは、事案と状況に応じて取締役会に報告しました。

③　取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み

・取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の審議、決定と主要な部門、グループ企業を担当する取締役からの職務執行状況等の報告を行いました。

・法令及び社内規程に従い、取締役会議事録、担当取締役等の決裁書類等を作成、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧、点検しました。

④　企業集団における業務の適正性に関する取組み

・毎月１回開催される当社の取締役会において、グループ企業の事業の状況や決算の報告を行ったほか、主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ連絡会を原則として毎週開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図りました。

・当事業年度において主要なグループ企業が出席するコンプライアンス推進委員会を４回開催し、グループ総合企画部が、内部統制に関わる事案を集約のうえ、具体的な課題や問題に対して、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図りました。

⑤　監査役監査の実効性の確保

・監査役は、監査役会のほか、取締役会、グループ連絡会など重要な会議に出席し、各種報告を受けるとともに、適宜情報収集に努めました。

・当事業年度において監査役会は、代表取締役及び会計監査人との意見交換会を開催するなど、監査の実効性の向上を図りました。

・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で負担しました。

当社は2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けたことにより、同年5月30日に第三者委員会を設置し、同年7月24日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は同委員会による調査結果等を踏まえ、ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、株主、投資家、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**107,214**	**流動負債**	**87,378**
現金及び預金	15,945	支払手形及び買掛金	36,362
受取手形及び売掛金	30,892	短期借入金	39,825
商品	9,066	一年内償還予定の社債	40
販売用不動産	46,786	未払法人税等	931
未成工事支出金	837	賞与引当金	1,305
その他	3,744	その他	8,913
貸倒引当金	△57	**固定負債**	**47,371**
固定資産	**70,911**	社債	160
有形固定資産	**48,485**	長期借入金	33,890
建物及び構築物	13,875	繰延税金負債	1,130
土地	30,351	再評価に係る繰延税金負債	3,171
その他	4,258	退職給付に係る負債	1,264
無形固定資産	**1,341**	資産除去債務	41
投資その他の資産	**21,084**	その他	7,712
投資有価証券	12,640	**負債合計**	**134,750**
長期貸付金	2,061	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	2,423	**株主資本**	**38,839**
繰延税金資産	746	**資本金**	**22,069**
その他	3,422	**資本剰余金**	**15,701**
貸倒引当金	△209	**利益剰余金**	**1,747**
		自己株式	**△678**
		その他の包括利益累計額	**1,639**
		その他有価証券評価差額金	**1,876**
		繰延ヘッジ損益	**△27**
		土地再評価差額金	**68**
		為替換算調整勘定	**△754**
		退職給付に係る調整累計額	**476**
		新株予約権	**1**
		非支配株主持分	**2,896**
		純資産合計	**43,376**
資産合計	**178,126**	**負債純資産合計**	**178,126**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**242,926**
売上原価		**209,073**
売上総利益		**33,853**
販売費及び一般管理費		**32,444**
営業利益		**1,408**
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	295	
持分法による投資利益	59	
その他	374	740
営業外費用		
支払利息	1,107	
その他	279	1,386
経常利益		**762**
特別利益		
固定資産売却益	385	
投資有価証券売却益	85	
負ののれん発生益	21	491
特別損失		
固定資産除売却損	20	
投資有価証券評価損	26	
その他	11	57
税金等調整前当期純利益		**1,195**
法人税、住民税及び事業税	1,056	
法人税等調整額	△432	624
当期純利益		**571**
非支配株主に帰属する当期純利益		213
親会社株主に帰属する当期純利益		**358**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018 年 4 月 1 日残高	22,069	15,677	3,421	△677	40,491
誤謬の訂正による累積的影響額			△1,992		△1,992
誤謬の訂正を反映した当期首残高	22,069	15,677	1,429	△677	38,499
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△281		△281
親会社株主に帰属する当期純利益			358		358
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			236		236
連結範囲の変動			△2		△2
合併による増減			5		5
連結子会社の増資による持分の増減		18			18
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4			4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	23	317	△1	339
2019 年 3 月 31 日残高	22,069	15,701	1,747	△678	38,839

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2018 年 4 月 1 日残高	2,788	△44	305	△681	1,099	3,466	1	2,320	46,279
誤謬の訂正による累積的影響額				△71		△71		19	△2,043
誤謬の訂正を反映した当期首残高	2,788	△44	305	△752	1,099	3,394	1	2,340	44,235
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△281
親会社株主に帰属する当期純利益									358
自己株式の取得									△1
自己株式の処分									0
土地再評価差額金の取崩									236
連結範囲の変動									△2
合併による増減									5
連結子会社の増資による持分の増減									18
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△911	17	△236	△1	△622	△1,755	－	555	△1,199
連結会計年度中の変動額合計	△911	17	△236	△1	△622	△1,755	－	555	△859
2019 年 3 月 31 日残高	1,876	△27	68	△754	476	1,639	1	2,896	43,376

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**36,475**	**流動負債**	**40,582**
現金及び預金	768	短期借入金	34,842
前払費用	81	一年内償還予定の社債	40
販売用不動産	2,671	未払金	1,772
関係会社短期貸付金	32,811	未払法人税等	411
その他	141	未払費用	61
固定資産	**92,831**	前受金	26
有形固定資産	**36,456**	預り金	3,406
建物	7,193	前受収益	15
構築物	524	賞与引当金	7
機械及び装置	1,169	**固定負債**	**36,761**
車両運搬具	0	社債	160
什器備品	26	長期借入金	33,178
立木造林	310	繰延税金負債	84
土地	27,192	再評価に係る繰延税金負債	3,171
建設仮勘定	39	資産除去債務	6
無形固定資産	**88**	その他	161
ソフトウェア	88	**負債合計**	**77,343**
投資その他の資産	**56,286**	（純資産の部）	
投資有価証券	10,784	**株主資本**	**50,588**
関係会社株式	28,948	**資本金**	**22,069**
関係会社長期貸付金	16,284	**資本剰余金**	**15,650**
長期前払費用	133	資本準備金	10,596
その他	149	その他資本剰余金	5,054
貸倒引当金	△13	**利益剰余金**	**13,546**
		その他利益剰余金	13,546
		特別償却準備金	194
		土地圧縮積立金	197
		償却資産圧縮積立金	224
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	7,930
		自己株式	**△678**
		評価・換算差額等	**1,373**
		その他有価証券評価差額金	**1,354**
		土地再評価差額金	**19**
		新株予約権	**1**
		純資産合計	**51,963**
資産合計	**129,306**	**負債純資産合計**	**129,306**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**2,787**
営業費用		**2,286**
営業利益		**501**
営業外収益		
受取利息	685	
受取配当金	245	
その他	11	943
営業外費用		
支払利息	758	
社債利息	3	
その他	7	769
経常利益		**675**
特別利益		
投資有価証券売却益	83	
固定資産売却益	377	461
特別損失		
固定資産除売却損	4	
関係会社株式評価損	91	
投資有価証券評価損	26	122
税引前当期純利益		**1,014**
法人税、住民税及び事業税	368	
法人税等調整額	△157	210
当期純利益		**803**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
					特別償却準備金	土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年4月1日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	291	197	298	5,000	7,000	12,787	△677	49,830
当期変動額												
剰余金の配当									△281	△281		△281
当期純利益									803	803		803
特別償却準備金の取崩					△97				97	－		－
償却資産圧縮積立金の取崩							△74		74	－		－
土地再評価差額金の取崩									236	236		236
自己株式の取得											△1	△1
自己株式の処分			△0	△0							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	△0	△0	△97	－	△74	－	930	759	△1	758
2019年3月31日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	194	197	224	5,000	7,930	13,546	△678	50,588

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年4月1日残高	2,787	256	3,044	1	52,875
当期変動額					
剰余金の配当					△281
当期純利益					803
特別償却準備金の取崩					－
償却資産圧縮積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩		△236	△236		－
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,433	－	△1,433	－	△1,433
当期変動額合計	△1,433	△236	△1,670	－	△912
2019年3月31日残高	1,354	19	1,373	1	51,963

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

すてきナイスグループ株式会社
　取締役会　御中

監査法人　原会計事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　六本木　浩　嗣　㊞

業務執行社員　公認会計士　遠　藤　朝　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、すてきナイスグループ株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すてきナイスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載のとおり、会社は過年度の決算における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、当連結会計年度の期首の純資産額を修正している。
　当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

すてきナイスグループ株式会社
　取締役会　御中

監査法人　原会計事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　六本木　浩　嗣　㊞

業務執行社員　公認会計士　遠　藤　朝　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、すてきナイスグループ株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の主要な事業所に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 第70期事業年度における取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、当監査役会としては、第70期事業年度における内部統制システムの運用は適正とは認められないと考えておりますが、当社はコーポレートガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組んでおります。今後ともこれらの改善実施状況を継続して監視してまいります。その他、第70期事業年度における当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年８月７日

すてきナイスグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 西　　裕　史 ㊞

社外監査役 小　林　　一 ㊞

社外監査役 中　川　秀　宣 ㊞

社外監査役 野　間　幹　晴 ㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

臨時株主総会会場ご案内図

＜会場＞
横浜市西区北幸二丁目11番１号
タカシマヤ　ローズホール　２階　ホール
（TAKASHIMAYA ROSE HALL）
横浜駅西口から徒歩約６分



※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。